東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 3月19日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 3月19日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)貝殻除去装置旋回弁において、弁の固着(手動操作時にハンドルの動きが固く固着気味)が認められたため、当該弁を点検・修理。	対象外	
2	1号機	主排気ダクトの応急修理に使用した鉄板(ダクトに開いた穴を塞ぐために使用)の廃棄において、所定の手続き(放射線・化学管理グループへ申請し、立会いのもと鉄板の取り外しを行う)が行われていないことが認められたため、当該原因を調査・対応検討。	GΙ	
3		所内用圧縮空気系圧縮機(B)の点検において、No. 2シリンダー出口弁カバーに割れが認められたため、当該カバーを取替え。	GⅢ	